

「無人航空機講習登録講習機関事務規程サンプル」の一部改定について

改定案	現行
目次	目次
第1章 総則..... 2	第1章 総則..... 2
第2章 登録講習機関管理者及び講師等..... 2	第2章 登録講習機関管理者及び講師等..... 2
第3章 登録講習機関実施計画書及び登録講習機関実施状況報告書の提出..... 2	第3章 登録講習機関実施計画書及び登録講習機関実施状況報告書の提出..... 2
第4章 講習に必要な施設、修了審査用無人航空機及び安全対策..... 2	第4章 講習に必要な施設、修了審査用無人航空機及び安全対策..... 2
第5章 講習に必要な書籍及び設備..... 2	第5章 講習に必要な書籍及び設備..... 2
第6章 受講資格及び受講申請並びに講習事務手数料..... 2	第6章 受講資格及び受講申請並びに講習事務手数料..... 2
第7章 受講等の免除..... 2	第7章 受講等の免除..... 2
第8章 講習科目、講習時間、時間割、講習の方法及び補講..... 2	第8章 講習科目、講習時間、時間割、講習の方法及び補講..... 2
第9章 修了審査..... 2	第9章 修了審査..... 2
第10章 修了者の決定..... 2	第10章 修了者の決定..... 2
第11章 修了証明書の交付..... 2	第11章 修了証明書の交付..... 2
第12章 講習記録簿及び修了証明書発行台帳..... 2	第12章 講習記録簿及び修了証明書発行台帳..... 2
第13章 講習の報告及び確認..... 2	第13章 講習の報告及び確認..... 2
第14章 財務諸表等の備付け及び閲覧等..... 2	第14章 財務諸表等の備付け及び閲覧等..... 2
第15章 帳簿の記載等..... 2	第15章 帳簿の記載等..... 2
第16章 講習に関する書類の保存..... 2	第16章 講習に関する書類の保存..... 2
第17章 無人航空機講習事務規程の管理..... 2	第17章 無人航空機講習事務規程の管理..... 2
第18章 外部監査の受検..... 2	第18章 外部監査の受検..... 2
第19章 秘密の保持..... 2	第19章 秘密の保持..... 2
第20章 公正の確保..... 2	第20章 公正の確保..... 2
第21章 不適切事象発生時の報告..... 2	第21章 雑則..... 2

<p>第22章 雑則 2</p>	
<p>第1章 (略)</p>	<p>第1章 (略)</p>
<p>第2章 登録講習機関管理者及び講師等</p> <p>2-1 登録講習機関管理者等 (略)</p> <p>2-2 登録講習機関管理者等の職務</p> <p>1 登録講習機関管理者は、登録講習機関の業務を統括管理し、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 登録講習機関の運営管理に関すること。</p> <p>(2) 登録講習機関の施設及び設備の管理に関すること。</p> <p>(3) 講師及び修了審査員の研修に関すること。</p> <p>2 副管理者は、登録講習機関管理者の補佐を行う。</p> <p>3 登録講習機関管理者等は、知識及び能力の維持のため告示別表第四の研修を受講する。<u>登録講習管理者に対する研修は、登録講習機関管理者が研修を適切かつ確実に行うことができるものと認められた者が行う。登録講習機関管理者の研修受講後は、管理者等が研修を修了したことを記録し保管する。</u></p> <p>2-3 講師及び修了審査員の任命等</p> <p>1 登録講習機関管理者は、省令第6条第2項の条件を満たし、かつ、告示第2条第2項の要件を満たした者に対して告示別表第五の講師研修を受講させ、告示別表第一に規定する必要履修科目ごとに講師を任命する。<u>登録講習機関管理者の研修受講後は、管理者等が研修を修了したことを記録し保管する。任命を行う講師の講師一覧表は別添〇のとおり。(注：講師の所属形態も講師一覧表に明記すること。)</u> <u>なお、講師研修の受講後は、各講師が研修を修了したことを記録し保管する。</u></p>	<p>第2章 登録講習機関管理者及び講師等</p> <p>2-1 登録講習機関管理者等 (略)</p> <p>2-2 登録講習機関管理者等の職務</p> <p>1 登録講習機関管理者は、登録講習機関の業務を統括管理し、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 登録講習機関の運営管理に関すること。</p> <p>(2) 登録講習機関の施設及び設備の管理に関すること。</p> <p>(3) 講師及び修了審査員の研修に関すること。</p> <p>2 副管理者は、登録講習機関管理者の補佐を行う。</p> <p>3 登録講習機関管理者等は、知識及び能力の維持のため告示別表第四の研修を受講する。</p> <p>2-3 講師及び修了審査員の任命等</p> <p>1 登録講習機関管理者は、省令第6条第2項の条件を満たし、かつ、告示第2条第2項の要件を満たした者に対して告示別表第五の講師研修を受講させ、告示別表第一に規定する必要履修科目ごとに講師を任命する。<u>なお、講師一覧表は別添〇のとおり。(注：講師の所属形態も講師一覧表に明記すること。)</u></p>

<p>2 登録講習機関管理者は、前項により任命した講師について、告示第2条第3項の指定試験機関が実施する研修を受講した者を修了審査員に任命する。(注：講師一覧表において、修了審査員を特定すること。)</p>	<p>2 登録講習機関管理者は、前項により任命した講師について、告示第2条第3項の指定試験機関が実施する研修を受講した者を修了審査員に任命する。(注：講師一覧表において、修了審査員を特定すること。)</p>
<p>第3章 (略)</p>	<p>第3章 (略)</p>
<p>第4章 講習に必要な施設、修了審査用無人航空機及び安全対策 4-1～4-3 (略) 4-4 実地講習の安全対策 1 実地講習(実地修了審査を含む。以下同じ。)を行う講師(修了審査員を含む。)は、実地講習中の気象、風速、飛行経路の状況等に十分留意し、かつ、受講者の負傷、機体の墜落等の事故が生じないよう常に注意して講習を実施、監督する。 2 気象、風速その他の状況から実地講習を中止する基準(以下「中止基準」という。)、実地講習における事故発生時の救助体制、その他安全対策を別途定める。 <u>3 法令に定める特定飛行を行う場合には、日程に十分な余裕をもって、国土交通省に対して、事前に飛行の許可又は承認申請を行い、許可又は承認を得る。国土交通省から所得した許可書又は承認書は、交付日からこれを三年間保管する。</u></p>	<p>第4章 講習に必要な施設、修了審査用無人航空機及び安全対策 4-1～4-3 (略) 4-4 実地講習の安全対策 1 実地講習(実地修了審査を含む。以下同じ。)を行う講師(修了審査員を含む。)は、実地講習中の気象、風速、飛行経路の状況等に十分留意し、かつ、受講者の負傷、機体の墜落等の事故が生じないよう常に注意して講習を実施、監督する。 2 気象、風速その他の状況から実地講習を中止する基準(以下「中止基準」という。)、実地講習における事故発生時の救助体制、その他安全対策を別途定める。 <u>(新設)</u></p>
<p>第5章 講習に必要な書籍及び設備 5-1 講習に必要な書籍 (略) 5-2 設備 講習は、次表に定める設備を使用して行う。 <u>なお、数については、申請時に確保している施設及び設備の全</u></p>	<p>第5章 講習に必要な書籍及び設備 5-1 講習に必要な書籍 (略) 5-2 設備 講習は、次表に定める設備を使用して行う。</p>

<p><u>数ではなく、無人航空機講習を実施するために確保する数を記載すること。</u></p>	
<p>第6章～第11章 (略)</p>	<p>第6章～第11章 (略)</p>
<p>第12章 講習記録簿及び修了証明書発行台帳</p> <p>12-1 講習記録簿</p> <p>各事務所には講習記録簿を備えるものとし、講師は受講者の出席の状況を、また、修了審査員は次に掲げる事項をそれぞれ記録し、保存する。</p> <p>(1) 講習の実施日</p> <p>(2) 講習の実施事務所</p> <p>(3) 講習の受講者の氏名、住所及び生年月日</p> <p><u>(4) 講習の内容</u></p> <p><u>(5) 講習の時間</u></p> <p><u>(6) 講師名</u></p> <p><u>(7) 修了審査の実施日</u></p> <p><u>(8) 修了審査の成績</u></p> <p><u>(9) 修了審査の合否判定の結果</u></p> <p><u>(10) 修了審査員名</u></p> <p>12-2～12-4 (略)</p>	<p>第12章 講習記録簿及び修了証明書発行台帳</p> <p>12-1 講習記録簿</p> <p>各事務所には講習記録簿を備えるものとし、講師は受講者の出席の状況を、また、修了審査員は次に掲げる事項をそれぞれ記録し、保存する。</p> <p>(1) 講習の実施日</p> <p>(2) 講習の実施事務所</p> <p>(3) 講習の受講者の氏名、住所及び生年月日</p> <p><u>(4) 修了審査の成績</u></p> <p><u>(5) 修了審査の合否判定の結果</u></p> <p>12-2～12-4 (略)</p>
<p>第13章 講習の報告及び確認</p> <p>13-1 (略)</p> <p>13-2 定期的な講習の確認</p> <p>登録講習機関管理者は、登録講習機関の登録等に関する取扱要領（令和4年9月5日制定。国空無機第193915号。以下「取扱要</p>	<p>第13章 講習の報告及び確認</p> <p>13-1 (略)</p> <p>13-2 定期的な講習の確認</p> <p>登録講習機関管理者は、登録講習機関の登録等に関する取扱要領（令和4年9月5日制定。国空無機第193915号。以下「取扱要</p>

<p>領」という。) <u>12.</u> (6) の規定により、次表左欄に定める確認事項について右欄に定める方法により講習が適切に行われているかどうか少なくとも1年に一度、講習記録簿等により確認する。また、当該確認結果は、講習の全部を廃止するまで保存する。</p>	<p>領」という。) <u>13.</u> (6) の規定により、次表左欄に定める確認事項について右欄に定める方法により講習が適切に行われているかどうか少なくとも1年に一度、講習記録簿等により確認する。また、当該確認結果は、講習の全部を廃止するまで保存する。</p>
<p>第14章～第20章 (略)</p>	<p>第14章～第20章 (略)</p>
<p><u>第21章 不適切事象発生時の通報</u></p> <p><u>21-1 不適切事象発生時の航空局への報告</u></p> <p><u>登録講習機関 (実際に対応する部署名を明記すること) は、講習事務において、法、省令、規則、告示、関連通達、登録事項又は事務規程記載事項に反する事務を行う等の重大な不適切事象を生じさせた場合は、事象発覚後直ちに講習事務の停止及び国土交通省航空局無人航空機安全課への電話又は電子メールによる報告を行い、その指示に従うこととする。また、修了審査に係る不適切事象が発生した場合は、該当する受講者に技能証明証の申請を保留する等の対応を依頼する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第22章 雑則</u></p> <p><u>22-1 運営に必要な事項</u></p> <p>この規程に定めるものの他、登録講習機関の運営に関し必要な事項は登録講習機関管理者が代表者の承認を得て定める。</p> <p><u>22-2 苦情及び異議申立</u></p> <p>登録講習機関は、講習事務に関し講習を受けようとする者その他関係者から苦情又は異議申立があった場合には、誠実かつ迅速に対応し、法令その他の規程に則り適正に処理するものとする。</p>	<p><u>第21章 雑則</u></p> <p><u>21-1 運営に必要な事項</u></p> <p>この規程に定めるものの他、登録講習機関の運営に関し必要な事項は登録講習機関管理者が代表者の承認を得て定める。</p> <p><u>21-2 苦情及び異議申立</u></p> <p>登録講習機関は、講習事務に関し講習を受けようとする者その他関係者から苦情又は異議申立があった場合には、誠実かつ迅速に対応し、法令その他の規程に則り適正に処理するものとする。</p>

22-3 無人航空機講習事務の休廃止手続き

法第132条の75の無人航空機講習事務の休廃止に関する届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書(取扱要領の様式13)を国土交通大臣に届け出るものとする。また、遅滞なく、帳簿その他の書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を国土交通大臣に届け出るものとする。

- (1) 休止又は廃止しようとする無人航空機講習事務の範囲
- (2) 休止又は廃止しようとする日
- (3) 休止しようとする場合にあつては、その期間
- (4) 休止又は廃止の理由

21-3 無人航空機講習事務の休廃止手続き

法第132条の75の無人航空機講習事務の休廃止に関する届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書(取扱要領の様式13)を国土交通大臣に届け出るものとする。

- (1) 休止又は廃止しようとする無人航空機講習事務の範囲
- (2) 休止又は廃止しようとする日
- (3) 休止しようとする場合にあつては、その期間
- (4) 休止又は廃止の理由